８　府職員と国家公務員との給与水準の比較

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　　目 | 令和３年４月 | 令和４年４月 |
| ラスパイレス指数 | 100.9 | 100.7 |
| 地域手当補正後  ラスパイレス指数 | 99.4 | 99.2 |

（注）１　上記指数は、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給の月額と本府の行政職給料表適用職員

の給料の月額を、学歴、経験年数別のラスパイレス方式により国を100として比較したもの

である。

２　地域手当補正後ラスパイレス指数は、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方

公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したものである。

９　府職員と国家公務員との給料カーブの比較

(円)

府８級・国１０級

府７級・国９級

国２級

府１級

府２級・国３級

府３級・国４級

府４級・国６級

府５級・国７級

府６級・国８級

国１級

(号給)

（注）　勧告日現在の行政職給料表又は行政職俸給表㈠を基に作成したものである。